大空町耐震改修促進計画

概要版

令和4年3月



計画の概要

計画の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、6,434人もの尊い命が失われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊等によるものと考えられています。国では、この教訓を踏まえ、同年10月、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)を制定し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることとしました。

その後、平成18年に耐震改修促進法を改正し、道では同年12月に国の基本方針に基づき、計画期間を10ヶ年とする「北海道耐震改修促進計画」を策定しました。

大空町では、平成23年3月に「大空町耐震改修促進計画」(以下「本計画」という。)を策定し、その後の平成25年11月に施行された改正耐震改修促進法により、平成28年度には本計画の見直しを行い、住宅や建築物の耐震化を進めてきました。

こうした中、北海道が令和3年度に北海道耐震改修促進計画の改定を行ったことに伴い、大空町においても、これまでの計画の実施状況に関する調査・検証を行うとともに、本計画での新たな耐震化の目標等を設定する必要があります。

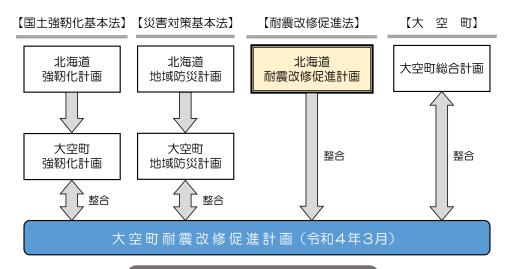
近年においては、北海道で平成30年9月に発生した胆振東部地震により最大震度7を観測しブラックアウトを経験する等、これまでにない災害に見舞われ、今後も大地震の発生による大きな被害が生じることが懸念されます。

計画の目的

本計画は、耐震改修促進法に基づき、大規模地震が発生した場合の建築物の倒壊などの被害、及びこれに起因する生命や財産等の被害を未然に防止するために、住宅・建築物の耐震化を促進することを目的として、本計画を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法(第6条第1項)に基づく計画であり、計画策定にあたっては、耐震改修促進法、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(国土交通省告示)、北海道耐震改修促進計画(法定計画)を踏まえるとともに、大空町総合計画、大空町地域防災計画など、大空町の上位計画及び関連計画との整合を図るものとします。



大空町耐震改修促進計画の位置づけ

対象区域・対象建築物

本計画の対象区域は、大空町の行政区域全域とします。

対象とする建築物は、建築基準法の新耐震基準(昭和56年6月1日施行)の適用より前(旧耐震基準)に建てられた、大空町所有の公共住宅・建築物と民間所有の住宅・建築物とします。

計画期間

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10ヶ年とします。なお、本計画は社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとします。

耐震化の目標

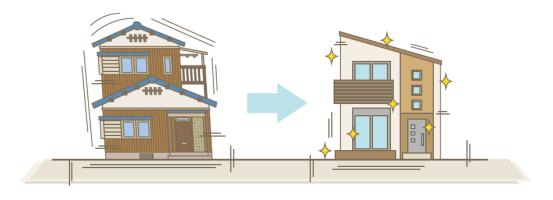
大空町では、前回計画から引き続き耐震化の必要性・重要性についての周知・普及や、道と連携した耐震化の取り組みを重点的に行うことで、耐震診断及び耐震化の促進を図ることとします。

耐震化率の目標は、計画期間の終了(令和13年度)までに、住宅を95%、多数の者が利用する建築物(以下、「多数利用建築物」という。」については概ね解消することを目標とします。

また、災害時に重要な拠点となりうる避難所指定建築物については、地震時の安全な避難体制の確保のために、着実に耐震化を進めていきます。

耐震化率の目標値

耐震化の目標		大空町
令和3年度 (前回計画の終了年度)	住宅	95%
	多数利用建築物	95%
令和13年度 (本計画の終了年度)	住宅	95%
	多数利用建築物	概ね解消

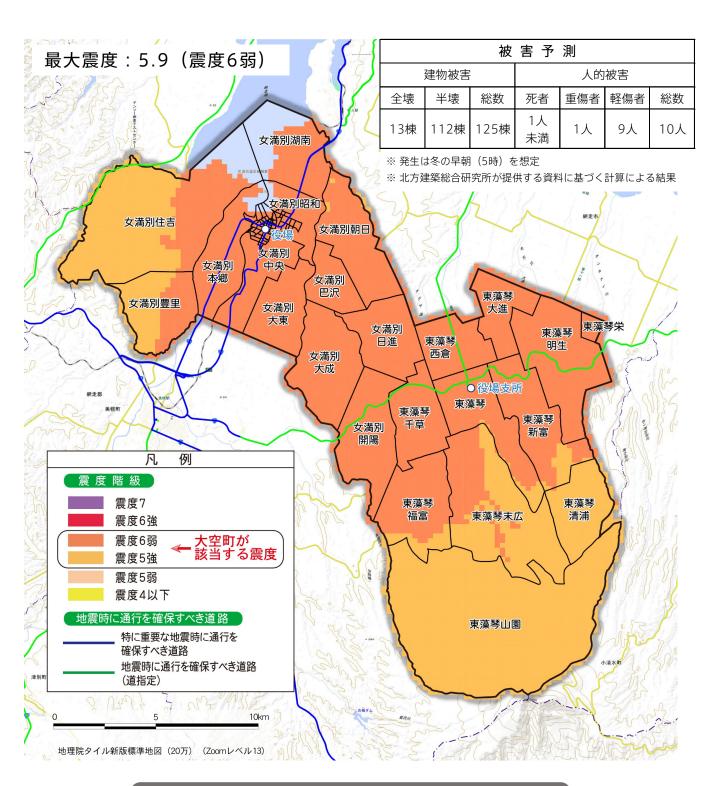


地震の震度分布と被害予測

想定される地震と被害予測

北海道(北方建築総合研究所)による、大空町で最も大きな被害をもたらす可能性のある地震は、「標津断層帯」による地震と想定されています。

「標津断層帯」が発生した場合における震度分布及び被害予測は、次のようになっています。



大空町における想定震度分布(標津断層帯で発生した地震の場合)

住宅・建築物の耐震化状況

大空町の耐震化の現状

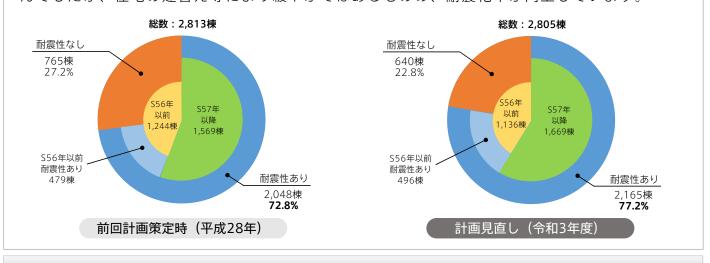
住宅の耐震化の現状

大空町には、民間住宅が2,625棟、公共住宅が180棟、合わせて2,805棟の住宅があります。

このうち、昭和56年以前に建設された住宅が1,136棟(40.5%)、昭和57年以降に建設された住宅が1,669棟(59.5%)となっています。

また、昭和56年以前に建設された住宅のうち、耐震性を有すると推計されるものは496棟となり、令和3年度における住宅の耐震化率は77.2%と推計されます。

前回計画策定時(平成28年)の耐震化率は72.8%であり、目標であった95%には届きませんでしたが、住宅の建替え等により緩やかではあるものの、耐震化率が向上しています。



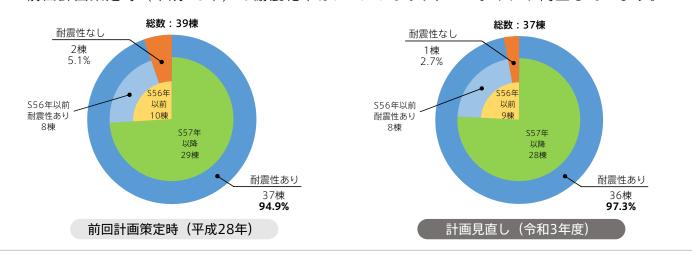
多数利用建築物の耐震化の現状

大空町には、民間施設が7棟、公共施設が30棟、合わせて37棟の多数利用建築物があります。

このうち、昭和56年以前に建設された施設が9棟、昭和57年以降に建設された住宅が28棟となっています。

また、昭和56年以前に建設された住宅のうち、耐震性を有すると推計されるものは8棟となり、令和3年度における住宅の耐震化率は97.3%となっています。

前回計画策定時(平成28年)の耐震化率は94.9%であり、2.4ポイント向上しています。



取組方針

民間住宅・建築物の耐震化に向けた基本的な取り組み方針

民間の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修は、建物所有者が安心して暮らしていくために、耐震化を促進する必要があります。そのために、住宅や建築物の所有者が自らの問題、地域防災の問題として意識して取り組むことが大切です。

大空町はこれらの各種支援体制の整備を行うため、3つの観点から総合的に取り組みます。

- ↑ 耐震化に係る相談体制の整備、耐震化に向けた普及啓発、情報発信
- 2 耐震診断・耐震改修を促進するための支援
- 3 耐震改修を担う人材の育成・技術力向上

民間住宅

令和3年8月現在の民間住宅の耐震化率は、75.9%と推計されます。

令和13年度に耐震化率95%を達成するためには、建替えや自主的な耐震改修工事実施分を除き、今後266棟の耐震化が必要と推計されます。

大空町では現在、耐震診断を実施した住宅はほとんどないことから、所有者に耐震診断の実施を促し、必要に応じた耐震改修を促進するための支援を進め、住宅の耐震化を促進します。



耐震化率の目標達成に必要な民間住宅の棟数

民間避難所指定建築物

大空町にある民間の避難所指定建築物は1棟あり、昭和56年以前に建設された建築物ですが、耐震診断及び耐震改修の実施により、耐震化率は100%となっています。

公共建築物の耐震化に向けた基本的な取り組み方針

大空町が所有する公共建築物については、大地震の際に大勢の利用者が被害を受けてしまう可能性のある、多数利用建築物及び地震災害時に重要となる避難所指定建築物の耐震化の促進を優先します。加えて民間住宅と同様に、町営住宅についても耐震化の促進を進めます。

その他の公共施設についても、財政状況を勘案しながら長期的な目標のもとに着実に耐震化 を進めます。

多数利用建築物

大空町が所有する多数利用建築物は、21施設30棟、うち昭和56年以前に建築された建築物は、5施設9棟となっています。

耐震化が必要となる5施設9棟のうち、学校施設(東藻琴小学校、東藻琴中学校、女満別中学校)の3施設については、平成22年度までに耐震改修を実施し、官公署施設の大空町役場東藻琴総合支所についても、令和2年度に耐震改修を実施しています。

女満別ゲートボールセンターは、大空町公共施設等総合管理計画で廃止することで計画されています。

避難所指定建築物

大空町が所有する避難所に指定されている建築物は、17施設26棟あり、耐震化率は85.2%となっています。

避難所指定建築物の中で、多数利用建築物と重複する建築物を除き、昭和56年以前に建築された建築物が5施設6棟あります。その中で、学校施設(高等学校)については耐震改修を終えています。また、農村環境改善センターは耐震診断が完了しています。

なお、女満別老人福祉センターは、大空町公共施設等総合管理計画で廃止することで計画され、女満別研修会館は新築として計画されています。

公共住宅

公共住宅180棟のうち、耐震性が不十分と考えられる住宅は8棟と推計され、耐震化率は95.6%と推計されます。

地震時に通行を確保すべき道路

北海道は、地震直後に発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、災害時の拠点となる施設を連結する道路として北海道緊急輸送道路ネットワーク計画で指定する道路を、地震時に通行を確保すべき道路としています。

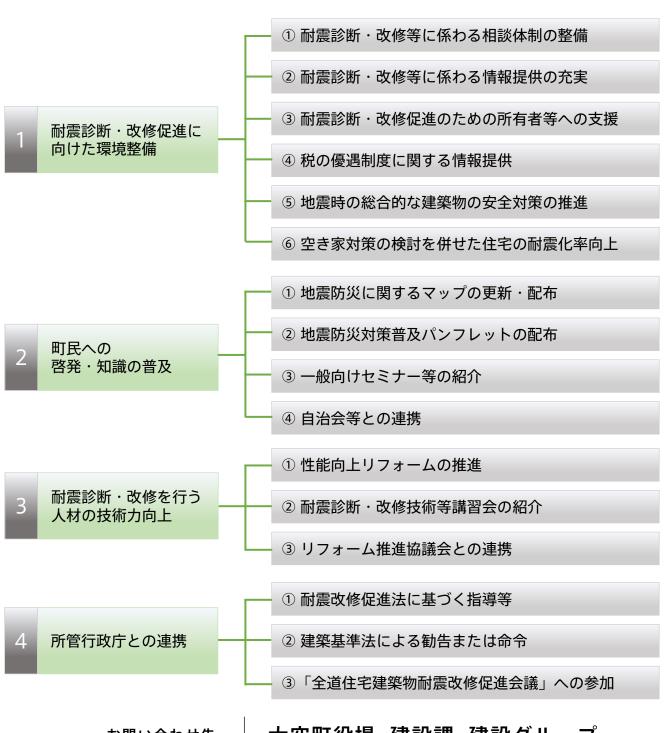
大空町においては、以下の道路が指定されています。地震時に通行を確保すべき道路沿道の 建築物で、道路を閉塞する恐れのある昭和56年以前の建物は、大空町にはありません。

地震時に通行を確保すべき道路

特に重要な地震時に通行を確保すべき道路	地震時に通行を確保すべき道路	
① 国道39号	③ 国道334号	⑤ 町道東藻琴8号線
② 道道女満別空港線	④ 道道網走川湯線	⑥ 道道網走端野線

大空町の耐震化促進に向けた施策体系

住宅・建築物の耐震化の促進のために、住宅・建築物の所有者が自ら意識を持って地震防災対策に取り組めるように、相談体制や費用の支援を含めた耐震診断・改修促進に向けた環境整備、耐震に関する啓発・知識の普及、耐震診断・改修を行う人材の技術力向上、所管行政庁との連携の4つを柱として施策を展開していきます。



お問い合わせ先 (相談窓口)

大空町役場 建設課 建設グループ

北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号

TEL:0152-74-2111 FAX:0152-74-2191